

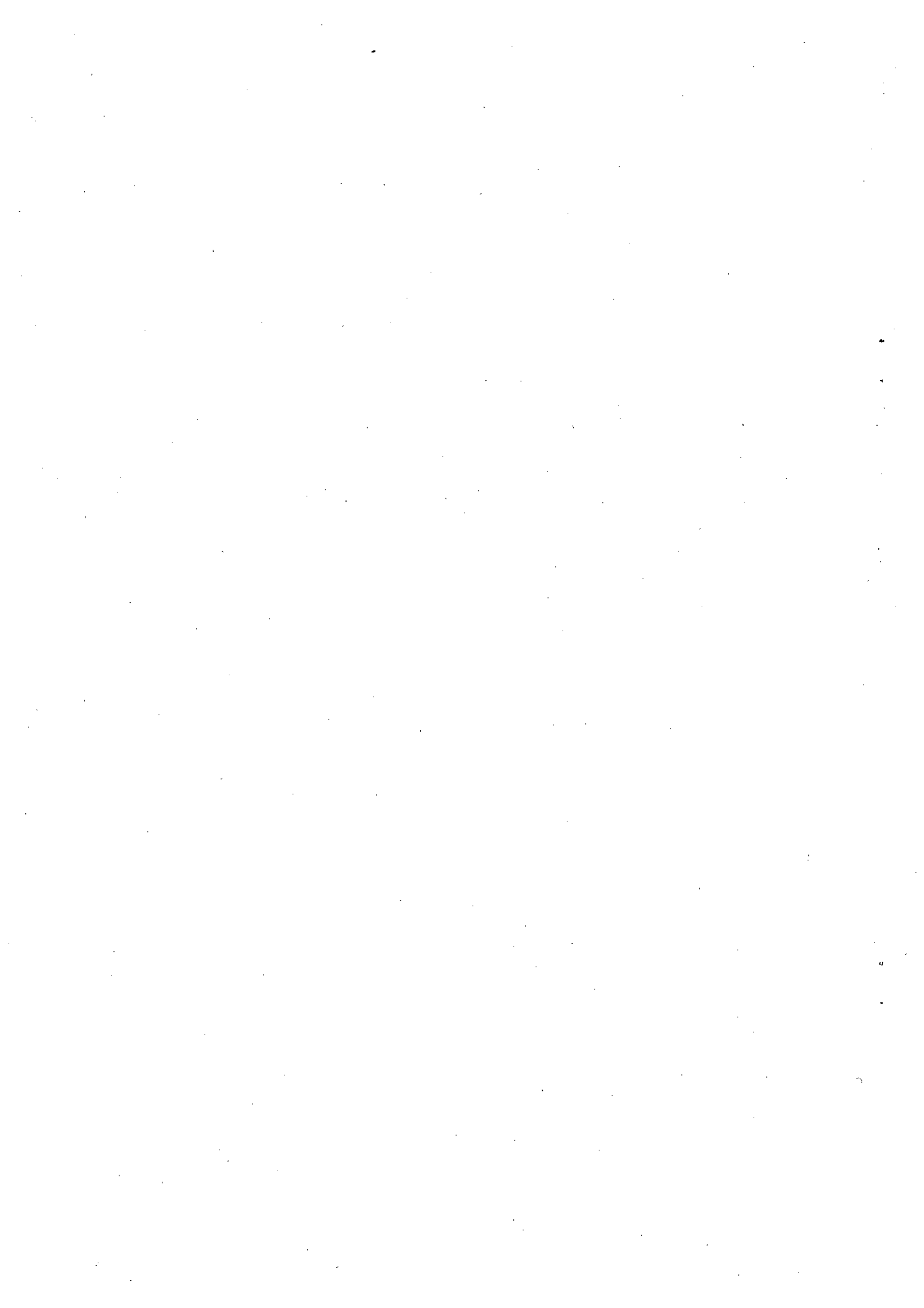
総務教育常任委員会資料

(平成28年4月21日)

〔件名〕

- ・ 第1回県有施設・資産有効活用戦略会議の開催結果について
【業務効率推進課・財源確保推進課】・・・1
- ・ えんトリーPR用ミニパンフレットにおける不適切な表現を受けた
再発防止策について 【人権・同和対策課】・・・8
- ・ とっとり・おかやま新橋館の運営状況について（H28年1月～3月）
【東京本部】・・・9
- ・ 名古屋における情報発信等について 【名古屋代表部】・・・11
- ・ 新鳥取県史「資料編 近代4」「民俗1」「県史ブックレット18」
の刊行について 【公文書館】・・・12
- ・ 企画展「鳥取大火の初公開写真」の開催について 【公文書館】・・・13

総 務 部



第1回県有施設・資産有効活用戦略会議の開催結果について

平成28年4月21日
行財政改革局業務効率推進課
行財政改革局財源確保推進課

本年3月に「鳥取県公共施設等総合管理計画」及び「鳥取県PPP/PFI手法活用の優先的検討方針」が策定されたことを受け、県有施設・資産の適正管理、戦略的活用の方策などを検討するため、「県有施設・資産有効活用戦略会議」を設置し、第1回会議を下記のとおり開催しました。

記

1 日 時 平成28年4月15日（金）午前11時5分～12時

2 場 所 県庁第4応接室

3 出席者 副知事（座長）、各部局長等

4 概 要

(1) 鳥取県公共施設等総合管理計画について

鳥取県公共施設等総合管理計画を基本とし、2040年代の施設更新のピークを念頭に、保全経費の平準化を図るため、今後の施設のあり方を検討することを申し合わせた。

(2) 未利用財産等の有効活用策の検討について

未利用財産の現状・課題を整理・分析し、事案ごとに分類を行った上で、有効活用を推進するための方策を検討することを申し合わせた。

(3) PPP/PFI手法活用の検討について

「鳥取県PPP/PFI手法活用の優先的検討方針」に基づき、今後、PFIの検討対象となる施設整備事業の整理・検討と、指定管理者制度や民間委託のさらなる活用など公の施設の再点検を実施することを申し合わせた。

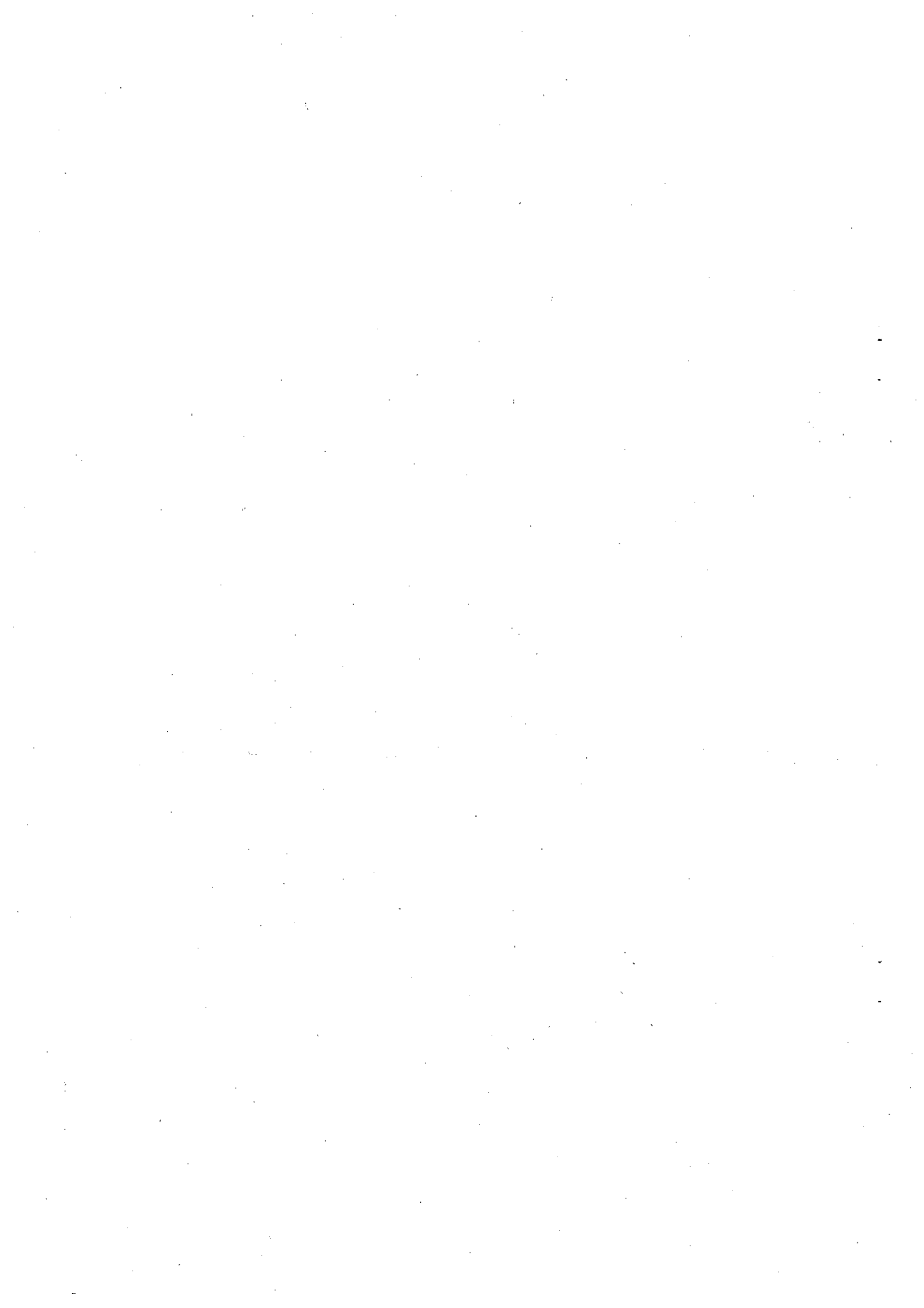
5 今後の予定

・第2回会議（5月）

美術館をはじめとするPFI検討対象事業に関する具体的な検討や、公の施設の運営方法の再点検について、今後の進め方を協議する。

・第3回会議（8～9月）

未利用財産の活用方策について、各財産所管部局で基礎的な整理・検討を行った上で、対応方針を協議する。



鳥取県公共施設等総合管理計画 概要

【目的】 公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、長寿命化・更新・統廃合等を計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現する
 【対象】 県が保有する全ての庁舎・学校等の公共建築物及び道路・河川等の土木インフラ
 【計画期間】 2016（平成28）年度から2025（平成37年）年度までの10年間（計画期間内であっても必要に応じて適宜見直しを実施）
 【計画の位置付】 本県の公共施設等の管理に係る基本的な方針であり、個別施設毎の具体の対応方針を示す中長期保全計画や各土木インフラの長寿命化計画等の上位計画として位置付ける

本県の公共施設の現状（計画 P2～）

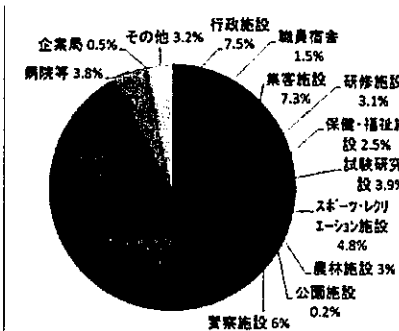
公共建築物

■ 施設数：約620施設 ■ 延床面積：約1,454千㎡

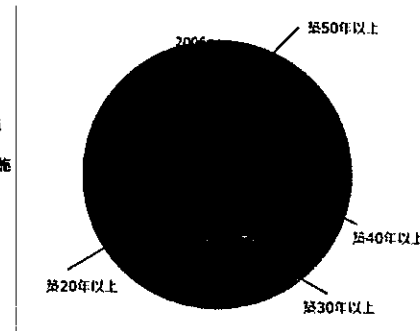
※延面積の主な内訳

- ・学校・教育施設：約32%
- ・県営住宅：約21%
- ・行政施設(庁舎等)：約8%
- ・集客施設：約7%

公共建築物の構成比



公共建築物の築年数毎の延床面積割合



土木インフラ

保有する主な土木インフラ一覧

用途	内訳	数量
道路施設	道路(延長)	1,990km
	橋梁(橋長2m以上)	2,060橋
	トンネル	37箇所
	大型構造物(横断歩道橋等)	134箇所
河川管理施設	河川	1,306km
	水門	3基
	排水機場	6基
	樋門・樋管等	232箇所
海岸保全施設	ダム	5基
港湾施設	海岸保全区域指定延長	82,520m
	鳥取県関連	5港
空港施設	境港管理組合関連	1港
	鳥取空港	1空港
漁港施設	米子空港関連施設(連絡歩道橋、駐車場、防音壁等)	1空港
	漁港	4港
治山・砂防関係施設	砂防	4,545基
	急傾斜	362区域
	地すべり	22区域
	崩落	12箇所
農業施設	治山	3,812基
	地すべり	9箇所
林道施設	林道(延長)	10km
	橋梁	8橋
下水道施設	天神川流域下水道処理施設	1施設
都市公園施設	都市公園	3箇所
情報通信施設	鳥取情報ハイウェイ	239km
工業用水道施設	工業用水道	2施設
発電施設	発電	17施設
交通安全施設	交通信号機(制御機)	1,286基

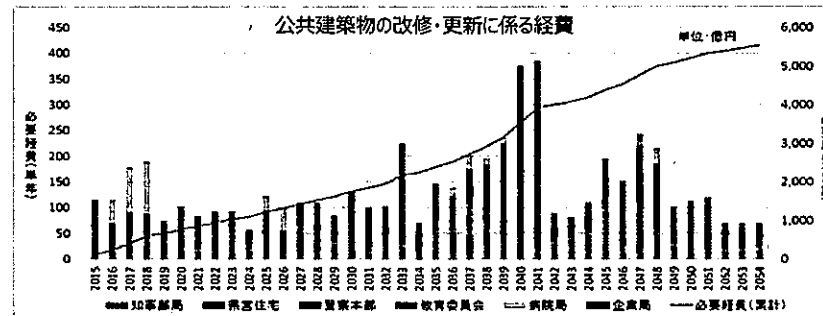
公共施設の改修・更新に係る経費の見込み（計画 P5～）

公共施設全体（公共建築物・土木インフラ）

■ 公共施設全体（公共建築物・土木インフラ）に係る2015年から40年間に必要な改修・更新費用の推計値は、合計で約1兆1,443億円、年平均で約286億円となる見込み。

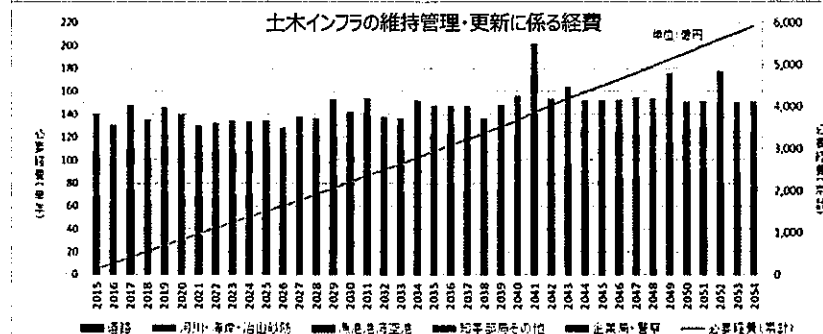
公共建築物

- 公共建築物に係る2015年から40年間に必要な改修・更新費用の推計値は、合計で約5,533億円、年平均で約138億円となる見込み。
- 2032年頃までは、概ね、現状の予算規模（H27年度予算額：約97億円）程度で推移しますが、2033年頃からは主に県立学校等の教育委員会施設が更新時期を迎えることから、増加傾向となり、2040年頃には一時的に多額の経費が必要となる見込み。
- 改修・更新費用の増加が始まる2030年代以降を見据えて、統廃合や維持管理経費の抑制、長寿命化を計画的に行い、財政負担の軽減や平準化等を検討していく必要がある。



土木インフラ

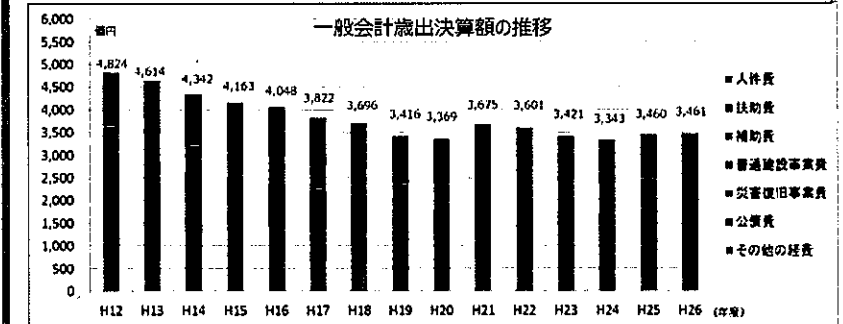
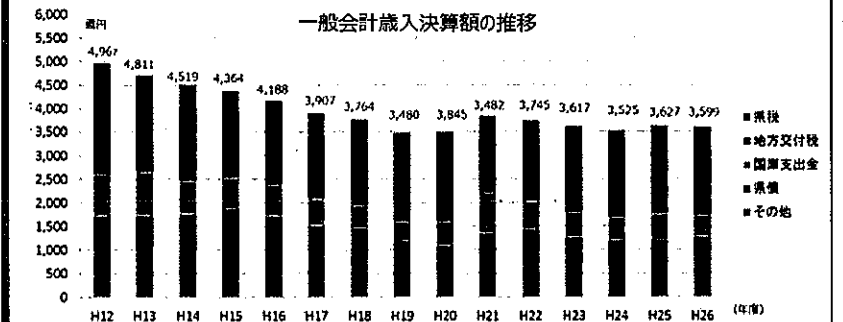
- 土木インフラに係る2015年から40年間に必要な維持管理・更新費用の推計値は、合計で約5,910億円、年平均で約147億円となる見込み。
- 今後も、現状の予算規模（H26年度決算額：約143億円）から漸次増加し、2040年代以降にトンネル・ダム等の維持管理・更新費用が一時的に多額となる年度があるため、予算の平準化等を検討していく必要がある。



財政及び人口の現状と課題（計画 P7～）

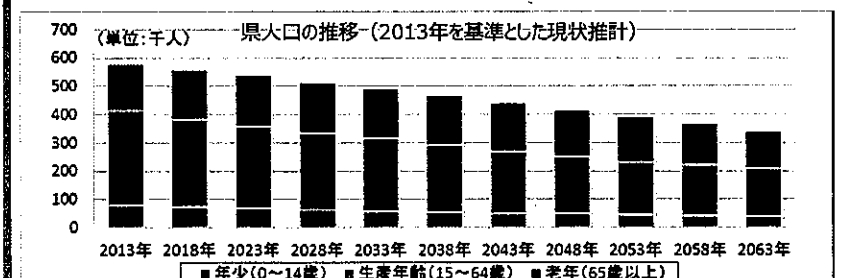
財政状況

- 本県の財政は、これまで、未来への積極的な投資と財政健全化の財政運営に努めた結果、「財政誘導目標」は、平成26年度末時点においては、全て目標を達成している。
- しかし、交付税依存度の高い本県財政においては、地方税等による増収効果は限定的なものであり、さらに、公債費負担や社会保障関係経費が引き続き高水準にあるなど、義務的経費の増大が本県財政の硬直化を進めている。



人口推移

- 本県の総人口は、1988年に過去最高（616,371人）を記録した後に、人口減少局面となり、2002年以降はマイナスの状況が続き、2014年の総人口はピークに比べ約93%まで減少。
- 県独自の将来人口推計によると、2040年にはピーク時から約26%減の455,120人となる見込み。



公共施設の適正管理に関する基本的な考え方 (計画 P10~)

公共建築物

- 社会情勢や施設の利用状況等を踏まえながら、資産の保有総量の最適化や効率的な利用を図るとともに、施設の利用実態を的確に把握しながら、適切な維持管理、補修及び更新等を計画的に実施することにより、施設の長寿命化、維持管理費用の抑制及び予算の平準化を図る必要がある。
- 本県としては今後、上記の取り組みを推進するために、以下の3本の柱を基本的な方針として具体的な方策に取り組んでいくこととする。

三本の柱	①保有総量の最適化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今後の社会情勢や施設の利用状況・ニーズ等の変化を踏まえながら、それぞれの施設特性に応じた適正な施設総量となるよう縮減・最適化を図る。 ■ 財産の利用実態を十分に把握し、資産価値に見合わない利用となっていたり、今後使用の見込みのない財産については、売却を促進するなど、適正な財産管理を行う。 ■ 改修・改築時における施設規模の適正化を図る。
	②効率的な利用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 売却が困難な未利用財産は、貸付を行うなど効率的な利用を図るとともに、維持管理費用の削減を図る。 ■ 施設の利用実態等を考慮し、市町村等への譲渡・移管、交換等を進めるなど、幅広い視点で施設の有効活用を図る。 ■ 施設管理の効率化や経費削減を図るため、PPPやPFI等の民間活力を取り入れた手法について検討を行う。
	③長寿命化・維持管理費の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 計画的かつ適期に修繕・改修を行うことにより、施設の長寿命化を図る。 ■ 改修・改築時における省エネ対策を実施する。

土木インフラ

- 土木インフラは、県民の豊かな社会経済活動を支えるための重要な社会基盤であり、将来にわたり安全かつ安心して利用できるよう適切に保全することにより、求められる機能や性能を維持する必要がある。
- 土木インフラは災害時の緊急輸送機能など防災面でも重要な役割を担っていることから、全ての土木インフラに対し適切な保全活動を実施する。
- 財政負担を軽減するため、計画的かつ適切な維持管理を実施し、長寿命化による維持管理費や修繕・更新等に係る費用の縮減と平準化を図るとともに、こうした取組を継続的に実施することにより、将来世代も有効に活用できるインフラを目指す。

基本方針：『インフラ機能の維持・確保の最適化』

土木インフラを将来にわたり県民が安全・安心して利用できるよう、機能を適切に維持するとともに、そのために必要となるコスト縮減と投資の平準化を図るため最適な維持管理・更新を実施する。

三本の柱	①メンテナンスサイクルの構築	■ 持続可能なメンテナンスサイクル【点検⇒診断⇒措置⇒記録⇒(次回点検)】を構築し、蓄積した点検結果や措置内容等の情報を次回点検に活用することで、効率的かつ適切な維持管理を実現する。
	②財政負担の縮減及び平準化と財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ 機能維持や長寿命化を図りつつ、中長期的なトータルコストの縮減と財政負担の平準化を図る。 ■ 必要となる維持管理費用を確保し、土木インフラの機能を維持するための対策を講じる。
	③適切な維持管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 部局横断的な取組により土木インフラ全体の維持管理状況を把握するとともに、PDCAサイクルにより進捗を管理し、必要に応じて改善を行う。 ■ 国や市町村とも連携した広域的な取組を行うことにより、適切な維持管理体制を構築する。

- 取組体制 …… 計画は「県有資産マネジメント推進委員会」で策定。今後は、副知事を座長、各部局長を委員とした新たな戦略的組織を立ち上げ、部局横断的に機動的な取組を推進する。
- 情報管理・共有の実施 …… それぞれの施設の特性に応じた情報の蓄積・管理を行い、維持管理に必要な情報の確実な継承と組織的な共有を推進する。
- 財産の適正な管理 …… 現在使用している財産はもとより、未利用となった財産についても現状を正確に把握して、適正な維持管理を行う。

基本方針の具体的な取り組み (計画 P13~)

基本的な方針に基づき具体的な取り組みを実施

公共建築物

- (1) 施設の統合・廃止方針 …… (「①保有総量の最適化」関連)
- (2) 未利用財産の積極的な売却 …… (「①保有総量の最適化」関連)
- (3) 効率化・有効活用等の方針 …… (「②効率的な利用」関連)
- (4) 安全確保対策 …… (「①保有総量の最適化」及び「②効率的な利用」関連)
- (5) 市町村との連携・支援の実施方針 …… (「②効率的な利用」関連)
- (6) 点検・診断等の実施 …… (「③長寿命化・維持管理費の抑制」関連)
- (7) 維持管理・修繕・更新等の実施 …… (「③長寿命化・維持管理費の抑制」関連)
- (8) 耐震化の実施 …… (「③長寿命化・維持管理費の抑制」関連)
- (9) 省エネ対策の実施 …… (「③長寿命化・維持管理費の抑制」関連)

土木インフラ

- (1) 点検・診断等の実施 …… (「①メンテナンスサイクルの構築」関連)
- (2) 維持管理・修繕・更新・耐震化等機能強化の実施 …… (「①メンテナンスサイクルの構築」関連)
- (3) 維持管理コストの縮減・平準化 …… (「②財政負担の縮減及び平準化と財源の確保」関連)
- (4) 個別施設ごとの長寿命化計画の策定 …… (「①メンテナンスサイクルの構築」関連) 及び (「②財政負担の縮減及び平準化と財源の確保」関連)
- (5) 統廃合の検討 …… (「②財政負担の縮減及び平準化と財源の確保」関連)
- (6) 新技術等の導入 …… (「②財政負担の縮減及び平準化と財源の確保」関連)
- (7) 総合的・計画的な管理のための体制構築 …… (「③適切な維持管理体制の整備」関連)

施設類型ごとの基本方針 (計画 P17~)

施設特性に応じた管理に関する基本的な考え方

公共建築物

- (1) 庁舎等 (行政施設、研修施設、試験研究施設)
- (2) 集客施設、スポーツ・レクリエーション施設
- (3) 保健・福祉施設
- (4) 県営住宅
- (5) 学校・教育施設
- (6) 警察施設
- (7) 病院施設
- (8) 企業局施設

土木インフラ

- (1) 道路施設
- (2) 河川管理施設
- (3) 海岸保全施設
- (4) 港湾施設
- (5) 空港施設
- (6) 漁港施設
- (7) 治山・砂防関係施設
- (8) 農業施設
- (9) 林道施設
- (10) 下水道施設
- (11) 都市公園施設
- (12) 情報通信施設
- (13) 工業用水道施設
- (14) 発電施設
- (15) 交通安全施設

鳥取県PPP/PFI手法活用の優先的検討方針

平成28年3月29日

極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様なPPP/PFI手法を本県においても取り入れていく必要がある。

本県では、平成17年度から公の施設の管理手法として指定管理者制度を導入するなど、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、県民サービスの質の向上を図っているところであるが、今後、PFI手法も含めた民間活力をさらに取り入れた事業手法の積極的な検討と適切な活用を図るため、公共施設等の整備及び運営にあたり、従来型手法（県の直営実施）に優先してPPP/PFI手法を検討することとし、本方針に基づき、全庁的な取組を進めることとする。

1 検討対象事業

県で実施する以下の公共施設・設備整備事業（公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、県民に対するサービスの提供を含む。以下「公共施設整備事業」という。）については、PPP/PFIの活用を検討することとする。

①事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修）

②単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等）

なお、上記基準に関わらず、以下の事業については、検討の対象から除くことができるものとする。

①災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

②民間の創意工夫の余地が限定的と考えられる道路、河川等の土木インフラ整備事業等（有料道路等を除く）

また、他自治体で実績のある事業や公の施設の管理については、事業費が上記金額を下回っても、PPP/PFI手法の活用について検討を行うことができるものとする。

2 検討方法

PPP/PFI手法の活用検討に当たっては、以下の流れで実施する。

(1) 事業担当部局から総務部への協議

PPP/PFI手法の活用にあたっては、実施検討から事業実施までに複数年を要することが一般的であるため、対象事業となりうる事業については、基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合に総務部（行財政改革局業務効率推進課）へ協議することとする。

(2) 適切な手法の選択

検討対象事業について、次の(3) 第一次検討 又は(4) 第二次検討 に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

なお、当該事業の同種の事例の過去の実績に照らし、指定管理者制度等の活用が適切と認められる場合においては、第一次検討及び第二次検討を経ることなく、当該手法の活用を決定することができるものとする。

(3) 第一次検討の実施

検討対象事業について、庁内での定量評価及び定性評価により、PPP/PFI手法の活用について検討を実施する。

ア 定量評価（費用総額の比較による評価）

直営で公共施設等の整備を行う従来型手法による場合と、PPP/PFIを活用した場合との間で、次に掲げる費用等の総額を比較し、採用手法の活用の適否を評価するものとする。

- a 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- b 公共施設等の運営等の費用
- c 民間事業者の適正な利益及び配当
- d 調査に要する費用
- e 資金調達に要する費用
- f 利用料金収入

なお、第一次検討は、できるだけ簡便な方法で実施することが望ましいため、過去の整備事例や類似施設の経費を参考に費用を算出することとする。

また、この比較に当たっては、PPP/PFI手法の活用について民間事業者との意見交換が行われている場合には、上記費用等の算定に当たってその内容を踏まえるものとする。

イ 定性評価

主に以下の視点で、PPP/PFI手法活用の適性を評価する。

- a 住民サービスの向上
- b 管理運営の効率化
- c 新たな発想の活用
- d 施設の目的・機能
- e 県の関与の必要性
- f 個別の法律による制約

(4) 第二次検討の実施

第一次検討において、PPP/PFI手法の活用が適しないと判断された事業以外の事業を対象として、第二次検討を行い、改めてPPP/PFIの活用の適否を評価するものとする。

第二次検討においては、専門的な外部アドバイザーを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、PPP/PFI手法を活用した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の活用の適否を評価するものとする。

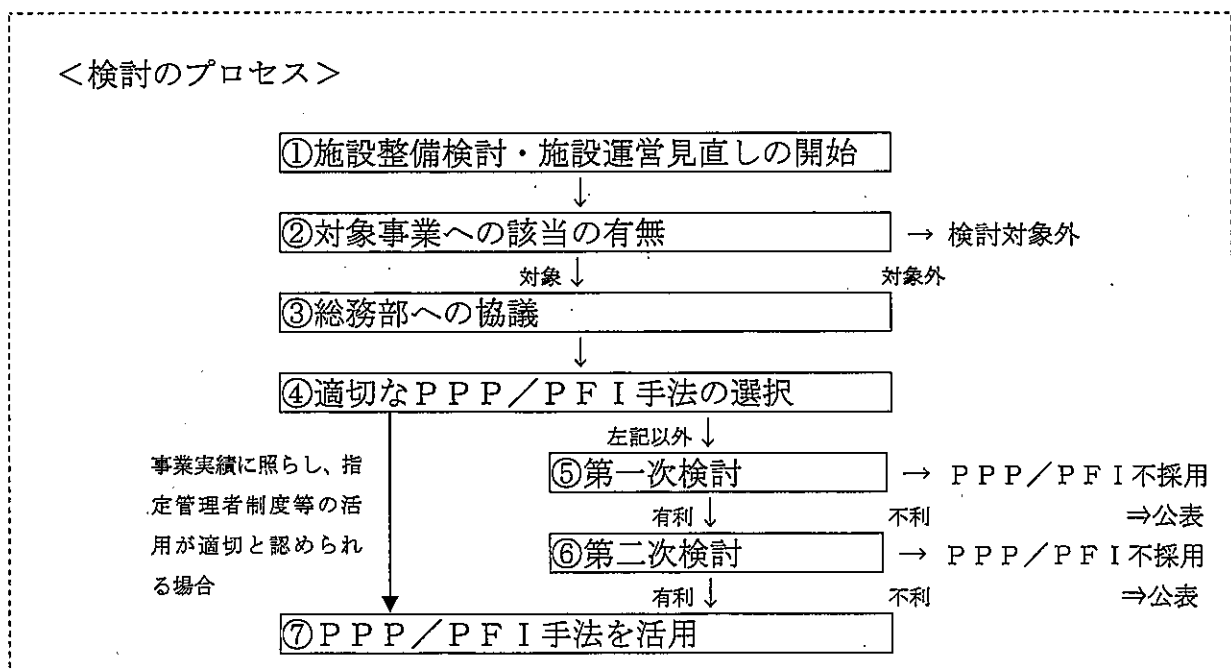
3 検討体制

副知事を座長とし、各部局長等で構成する「県有施設・資産有効活用戦略会議」を設置し、検討を実施する。

4 検討結果の公表

第一次検討又は第二次検討でPPP/PFI手法の活用が適しないと評価した場合は、活用しないこととした旨及び評価内容をインターネット上で公開するものとする。

また、PFI手法を活用することとした場合、速やかに実施方針の策定及び公表を行うものとする。



参考 PFI事業全体の流れ

※太枠部分が「本方針」で定める手続である。

プロセス	手続	標準的な 所要期間	年度		
特定事業の選定 (PFI事業実施 決定)	①事業の発案(活用 の検討)	○事業の発案	6ヶ月	1	
		○第一次検討(庁内での定量的・定 性的な検討)	～1年		
	②実施方針の策定 及び公表	○導入可能性調査経費の予算措置			3
		○第二次検討(専門的な外部アドバ イザーによる導入可能性調査)	6ヶ月 ～1年	2	
		○実施方針の策定	3～4ヶ月		
	○実施方針の公表	1～2ヶ月			
	○実施方針説明会の開催				
	③特定事業の評 価・選定、公表	○特定事業の評価・選定 ○債務負担行為の設定 ※議会議決 ○選定結果等の公表	2～3ヶ月		
民間事業者の募集 及び選定等	④民間事業者の募 集、評価・選定、 公表	○公募関係書類の作成	3～4ヶ月	4	
		○入札公告(公募)	5～6ヶ月		
		○説明会の開催 ○民間事業者選定			
	⑤事業契約等の 締結等	○仮契約の締結 ○事業契約等の締結 ※議会議決 ○事業契約等の公表	3ヶ月		
PFI事業の実施	⑥事業の実施(設 計・建設・運営)、 監視等	○事業の実施、監視 ○監視結果の公表			
	⑦事業の終了	○契約で定めた土地等の明渡し等			

県から法人会連合会に運営を委託している「えんトリー(とっとり出会いサポートセンター)」において、1対1の出会い事業をPRするため作成したミニパンフレットについて、一部不適切な表現がありました。当該パンフレット(初版パンフレット)は、2月中旬から約2,000箇所配布しましたが、現在は、不適切な表現は削除及び訂正した上で、登録者が一定数に達し1対1のマッチングを開始したことを追記した改訂版を作成・配布しています。

また、不適切な表現のあった初版パンフレットについては、訪問して配布した501施設のうち420施設(4月19日現在)から回収し、引き続き、訪問回収及び手にされた個人の方からの回収を呼びかけているところです。

1 不適切表現の内容

県民の方から、「結婚相手に求める条件」という欄に記載されている以下の内容が、男性の視点で記載されており、表現が偏っていると指摘されました。

- (指摘された表現) 「結婚相手に求める条件」欄中
- ・(男性が女性に求めているものとして) 男性をたててくれる
 - ・女性は元々受け身の性 等

2 経過

時期	内容
2月中旬	ミニパンフレットの作成・配布(約2,000箇所 約10,000部)
3月10日	県民の方(1名)から当該ミニパンフレットの表現について指摘
3月25日	改訂版ミニパンフレット作成(約20,000部) ※初版パンフレットの送付先(約2,000箇所)には、改訂版を送付し、初版の廃棄を依頼。
4月13日	報道を受けて、初版パンフレットの回収を決定し、HPで呼びかけ開始
4月14日	初版パンフレットの訪問回収を開始

3 初版パンフレットの回収

(1) 配布施設向け

訪問配布した施設(飲食業、美容院等)は、えんトリーの職員3名、県職員3名が再訪問し、法人会連合会の会議等において配布した施設は法人会連合会において回収。残部があれば回収することとし、改訂版を再配布。

(2) パンフレットを手にされた個人向け

えんトリー及び県のホームページにおいて、「初版を回収している」旨を広報し、着払いによる郵送または東部・西部のえんトリーへお持ちいただくよう呼びかけ。

(3) 4月19日現在の回収部数 3,793部(訪問回収:1,577部、法人会回収:2,214部、自主返還:2部)

4 今後の取組

今回の事案を受け、4月13日に鳥取県男女共同参画行政推進会議(座長:副知事)を開催し、再発防止に向けた対応について、次のとおり周知徹底した。

- (1) 既存の行政広報物(委託先作成のものを含む)の再点検の実施
- (2) 今後作成する行政広報物の事前チェックの徹底
- (3) 「鳥取県広報物ガイドライン」の見直しの実施
- (4) 県職員等への幅広い人権感覚を磨くための研修の実施

とっとり・おかやま新橋館の運営状況について (H28年1月～3月)

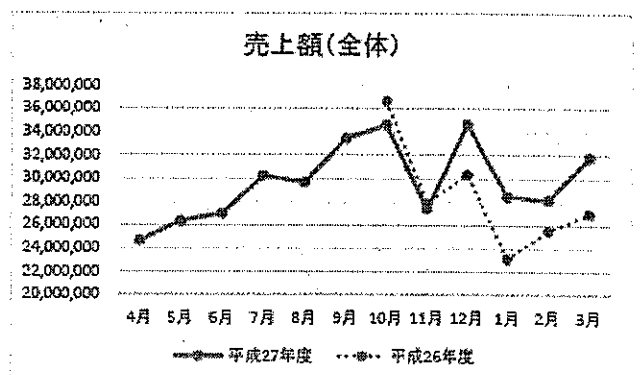
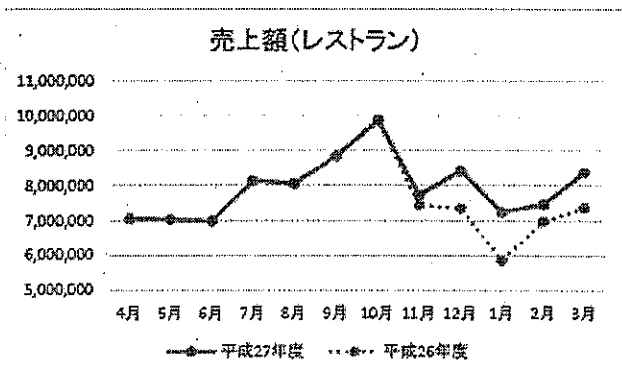
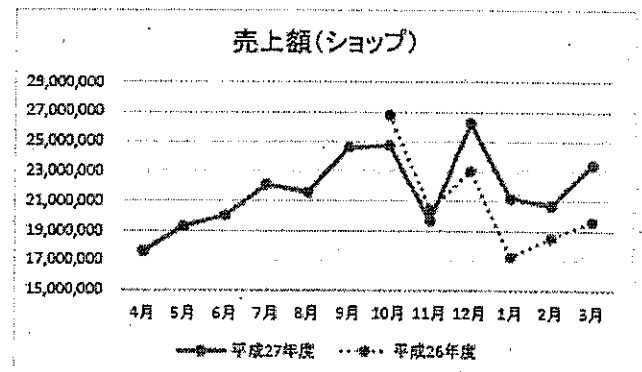
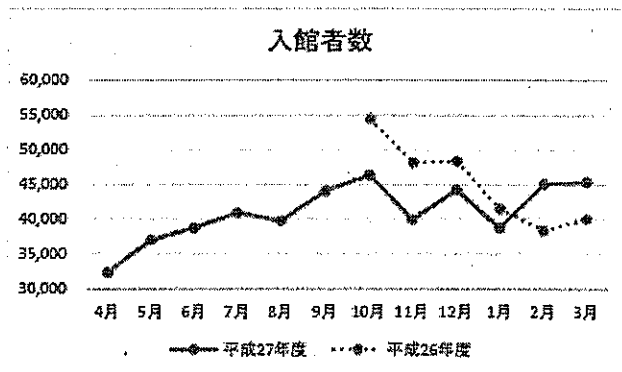
平成28年4月21日
東京本部
販路拡大・輸出促進課

鳥取県と岡山県の共同アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」の平成28年1月から3月までの運営状況について報告します。

- 1 入館者数 129,166名(対前年比108%)
※開店からの入館者数 771,768名

2 売上金額

	売上金額(対前年比)	客単価(対前年比)
ショップ(物販)	65,323千円(118%)	1,583円(107%)
レストラン(飲食)	23,112千円(114%)	1,788円(110%)
計	88,435千円(117%)	—



※平成26年9月は、開館日が少ないため、未記載。(平成26年9月28日オープン)

平成27年度(H27.4～H28.3)売上金額

ショップ(物販)	レストラン(飲食)	計
261,245千円	95,241千円	356,486千円

3 取扱品目数 ※H28.2月末現在

鳥取県:915品目(生鮮品 89品目、加工食品 631品目、非食品 195品目)
岡山県:870品目(生鮮品 53品目、加工食品 733品目、非食品 84品目)

4 催事スペース等の利用日数及び主なイベント

(1) 利用日数(開館日数88日)

	利用日数(対前年比)	うち鳥取県関連(対前年比)
プロモーションゾーン(1F)	73日(100%)	52日(124%)
催事スペース(2F)	62日(109%)	29日(107%)

(2) 主なイベント

- ・中国四国アンテナショップ連携イベント「ご当地珍味グランプリ」(1/20~2/2)
9県の「イチオシ珍味」の中から投票でベスト3を決定する珍味グランプリを開催し、珍味と共に地酒を紹介するオープニングイベントをとっとり・おかもま新橋館催事スペースで開催(1/20)し、多くの来場者で賑った。
- ・鳥取・岡山広域観光協議会による鳥取県・岡山県合同の食と観光のPR(1/30)
多くの来場者があり、「両県へ行ってみよう」との声を多くいただき、誘客へ繋がるよい機会となった。
- ・とっとり移住休日相談会(2/20)
鳥取県への移住や就職、転職に関する相談会を開催し、予約なしの相談者も多く、情報収集のよい機会になっていると好評であった。
- ・水木しげる記念館特別展(3/7~8)
昨年11月30日にご逝去された水木しげる先生の業績を偲び、水木しげる記念館の出張特別展を開催したが、「定期的で開催してほしい」、「境港や水木しげる記念館に行ってみたくなった」等の声をいただき、大変好評だった。
- ・鳥取県産きぬむすめ3年連続特A取得記念イベント(3/22~3/31)
鳥取県産米きぬむすめの認知度向上を図るため、きぬむすめの量り売りや試食等を行った(3/22)。レストランでも、鳥取県産きぬむすめを提供し(3/23~3/31)、きぬむすめの美味しさを実感してもらえるよい機会となった。

5 観光・移住コーナーにおける相談実績

	相談件数(対前年比)	うち鳥取県関連(対前年比)
観光・移住相談件数	315件(122%)	183件(145%)

※利用者の声

- ・市販のガイドブックにはない情報を得ることができる。
- ・年金額はどこの県でもらっても同じなので家賃や物価が安く、美味しい食べ物や温泉がある鳥取への移住に興味をもっている。

6 ビジネスセンターの長期利用契約件数

13社14ブース利用(うち鳥取県5社6ブース)

7 チャレンジ商品(県産品のテスト販売)

15社33品目がチャレンジ商品として出展

(アンケート数 116件、アンテナショップ定番化につながった商品11点(因幡の塩鯖麹漬(とっとり・因幡の塩鯖を考える会)、なすの糍漬(株)三善)、山カレイの干物(合同会社ippo)ほか)

8 マスコミへの露出

テレビ 1件、新聞 11件、雑誌等 3件

9 4月以降のイベント(予定)

- ・アンテナショップスタッフによる郷土料理の料理教室(4/23, 24)
- ・鳥取県出身の落語家・立川らく人による寄席(4/28)
- ・1Fでのソフトクリーム販売スタート記念キャンペーン(4月末~5/8)
- ・平日ナイター移住相談会(5/18)

名古屋における情報発信等について

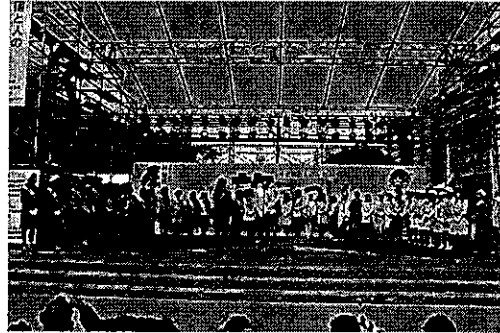
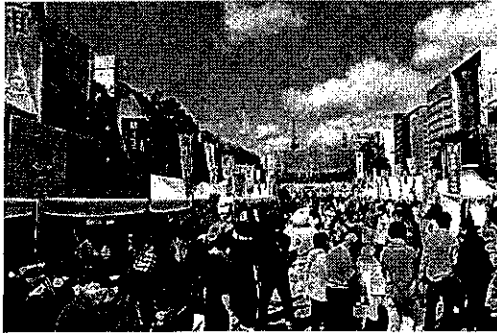
平成28年 4月21日
名古屋代表部

1 観光イベント等での鳥取県の発信

(1) 「第28回旅まつり名古屋2016」での鳥取県PR（実施済み）

「旅の楽しさ」を発信するイベント「旅まつり名古屋」で東海圏からの今春以降の観光客誘客に向け、県内の観光関係団体と共同で鳥取県の魅力をPRしました。

- ① 会期：3月19日（土）、20日（日）久屋大通公園（名古屋市中区栄）
- ② 主催：旅まつり名古屋実行委員会（（公社）日本観光振興協会、東海旅客鉄道（株）、名古屋鉄道（株）、近畿日本鉄道（株）、中日新聞社等）
- ③ 参加者：鳥取県、（公社）鳥取県観光連盟、鳥取県内関係団体（鳥取市観光コンベンション協会、鳥取県中部観光推進機構、大山山麓観光推進協議会）
- ④ 来場者数：約18万人
- ⑤ 概要：砂の美術館砂像マイスターによるミニ砂像公開制作やモサエビの塩焼き販売（鳥取県中部観光推進機構）などを実施した鳥取県ブースにも多くの来場者がありました。また、鳥取県に「行ってみたい」、「行ってきた」といった来場者からの声も多く聞くことができ、観光誘客につながりました。



(2) 名古屋市 東山動植物園での鳥取県PR

全国有数の規模を誇る名古屋市の東山動植物園において、ファミリー層の来場が多いゴールデンウィークに開催される「春まつりイベント」に参加し、鳥取県をPRします。

- ① 日程等：5月3日（火）、4日（水）の2日間 8:30～16:30
- ② 場所：東山動植物園（名古屋市中区千種区）
- ③ 内容：トリピーなどによる県のPR、記念撮影、クイズ大会等
※来場見込み：30,000人/日

2 マスコミ媒体での鳥取県PR

- ① 掲載誌：中日ショッパー（発行：中日新聞社 中日新聞折り込み配布のフリーペーパー）
- ② 掲載号：4月28日（木）発行号（全8段カラー 69万部世帯配布）
- ③ 掲載内容：4月16日にリニューアルオープンした鳥取砂丘砂の美術館や山陰海岸ジオパークなど鳥取県東部の魅力を紹介

3 「春のふるさとフェア」で食のみやこ鳥取県PR

各県合同物産観光展「春のふるさとフェア」で鳥取県の特産品のPR・販売を行っています。

- ① 日程等：4月18日（月）～22日（金）中日ビル4階（名古屋市中区栄）：4万人来場
- ② 主催：全国物産観光センター連絡協議会（鳥取県を含む18県1市で構成）
- ③ 概要：鳥取県ブースでは、とうふちくわ、らっきょう、ながいも、大山ハム、あご入り鱈ふりだし、魚の干物、干し椎茸、飲むヨーグルト、菓子等を販売予定。
（新商品：トマトケチャップ（日南・赤碓）、桜うどん（ワークサポートあしたば）等）

新鳥取県史「資料編 近代4」「民俗1」「県史ブックレット18」の刊行について

平成28年4月21日
公文書館

県史編さん室では、県の重要な歴史・民俗資料を調査し、その成果を『新鳥取県史 資料編』として刊行するとともに、最新の研究成果を県民の皆様へわかりやすく紹介する『鳥取県史ブックレット』を作成しています。このたび、以下の3冊を発刊しました。

1 書名

(1) 資料編

①『新鳥取県史 資料編 近代4 行政1』

(概要) 明治から大正期における鳥取県内の行政に関する資料約250点を翻刻(ほんこく:古文書などのくずし字を活字に直すこと)し収録しています。特に各地に残された町村区有文書などの公文書や新聞資料等を広範に調査し、近代の郡政や村政に関わる文書をまとめて掲載しているほか、日露戦後期の町村の姿や近代教育・産業振興の様子がわかる資料を多数掲載しています。

②『新鳥取県史 民俗1 民俗編』

(概要) 鳥取県は、山野河海に抱かれた環境の中で特色ある民俗文化を形成してきました。聞き取りをはじめとする広範な調査成果をもとに、各地に伝わる民俗文化を村落組織、家族と親族、生業、交通交易、衣食住、人生儀礼、年中行事、民俗信仰、民俗芸能、口承文芸の10項目に分類し、具体的な例を挙げながら紹介します。

(2) ブックレット

『鳥取県史ブックレット18 大庄屋と地域社会』 著者:坂本敬司(前県史編さん室長)

(概要) 琴浦町籠津(のつ)の河本家に伝わる古文書を中心に、江戸時代に鳥取藩と地域社会をつなぐ役割を果たしていた大庄屋の職務・活動や藩・地域社会との関わりなどを具体的にわかりやすく紹介します。

2 刊行の意義

- 鳥取県の近代行政の歩みや、各地域の歴史や文化の特質を知る上で重要な資料が多く収録されており、地域の魅力の発見や歴史・文化を生かした地域づくりへの活用が期待できます。

3 体裁・価格

- 資料編:A5判上製本(布クロス装、函入り、CD-ROM付)、各巻約1000頁、定価各5,000円
- ブックレット:A5判並製本、120頁、定価500円

4 頒布方法

- 以下の窓口で頒布しています。

公文書館、県民課(本庁舎1階)、八頭県土整備事務所、中部・西部各総合事務所、日野振興センター、県内の主な書店、鳥取県立博物館(ブックレットのみ)、鳥取市歴史博物館(同)

※県外の方や窓口での購入が困難な方には当館から直接送付させていただきます。

5 今後の刊行予定 *既刊分:資料編9巻、ブックレット18冊

年度	冊数	考古	古代中世	近世	近代	現代	民俗
28	3	旧石器縄文弥生	古記録編			軍事兵事編	
29	3	飛鳥奈良以降		因幡編	経済社会文化編		
30	3			地誌編		政治編	民具編
31	2	古墳時代				経済社会文化編	

企画展「鳥取大火の初公開写真」の開催について

平成28年4月21日
公文書館

昭和27(1952)年4月17日に発生した鳥取大火については、従来から企画展を開催してきましたが、今年は「鳥取大火の初公開写真」と題して展示を行います。

これは、このほど当館が所蔵する鳥取大火に関する写真をあらためて整理したところ、初公開できる写真が展示できる運びとなったものです。これらを軸にして、災害と復興の様子を紹介します。

1 会期

4月21日(木)から6月5日(日)まで

開館時間は午前9時から午後5時まで。

(国民の祝日、月末日にあたる土曜日又は日曜日は休館)

入場無料

2 会場

公文書館1階 展示コーナー (鳥取市尚徳町101番地)

3 今回展示資料点数

約30点

4 みどころ

(1) 初公開写真 (18点)

鳥取図書館上空から撮影された鎮火後の鳥取市街

外壁は残るが内部が焼け落ちた五臓圓薬局

類焼を免れた寺町の町並み

建て替えられた末広映劇 等

(2) 公文書綴

「鳥取市大火関係書綴」

(3) 段ボール箱

進駐軍からのレーション(救援物資)を収納したもの